

武蔵村山市

自転車の利用促進に関する基本方針

令和4年3月

武蔵村山市

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針の位置付け	2
3	自転車利用を取り巻く現況について	3
4	自転車利用の課題	8
5	本市の目指すこれからの自転車利用の目標	9
6	基本方針の設定	10
7	施策の方向性	13
	資料等	14

1 計画策定の背景と目的

鉄道の無い本市で自転車は、買い物や通勤、通学など身近な交通手段として、子どもから高齢者まで多くの市民の生活に欠かせないものとして利用されています。

近年、全国の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車の事故件数については、東大和警察署管内では増加の傾向があります。

多摩都市モノレールの市内延伸が実現した際には、モノレールを利用する人々が駅前等に自転車を駐輪することが予想されることから、さらなる自転車の利用が促進され、より安全で快適な自転車環境の創出が求められています。

国においては、自転車の安全利用を促進するため、平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」の基本理念に基づき、平成30年6月に「自転車活用推進計画」が閣議決定され、その後、令和3年5月に「第2次自転車活用推進計画」が策定されています。

東京都においては、平成31年3月に「東京都自転車活用推進計画」が策定され、その後、コロナ禍を踏まえた新しい日常への対応も加え、令和3年5月に改定されています。

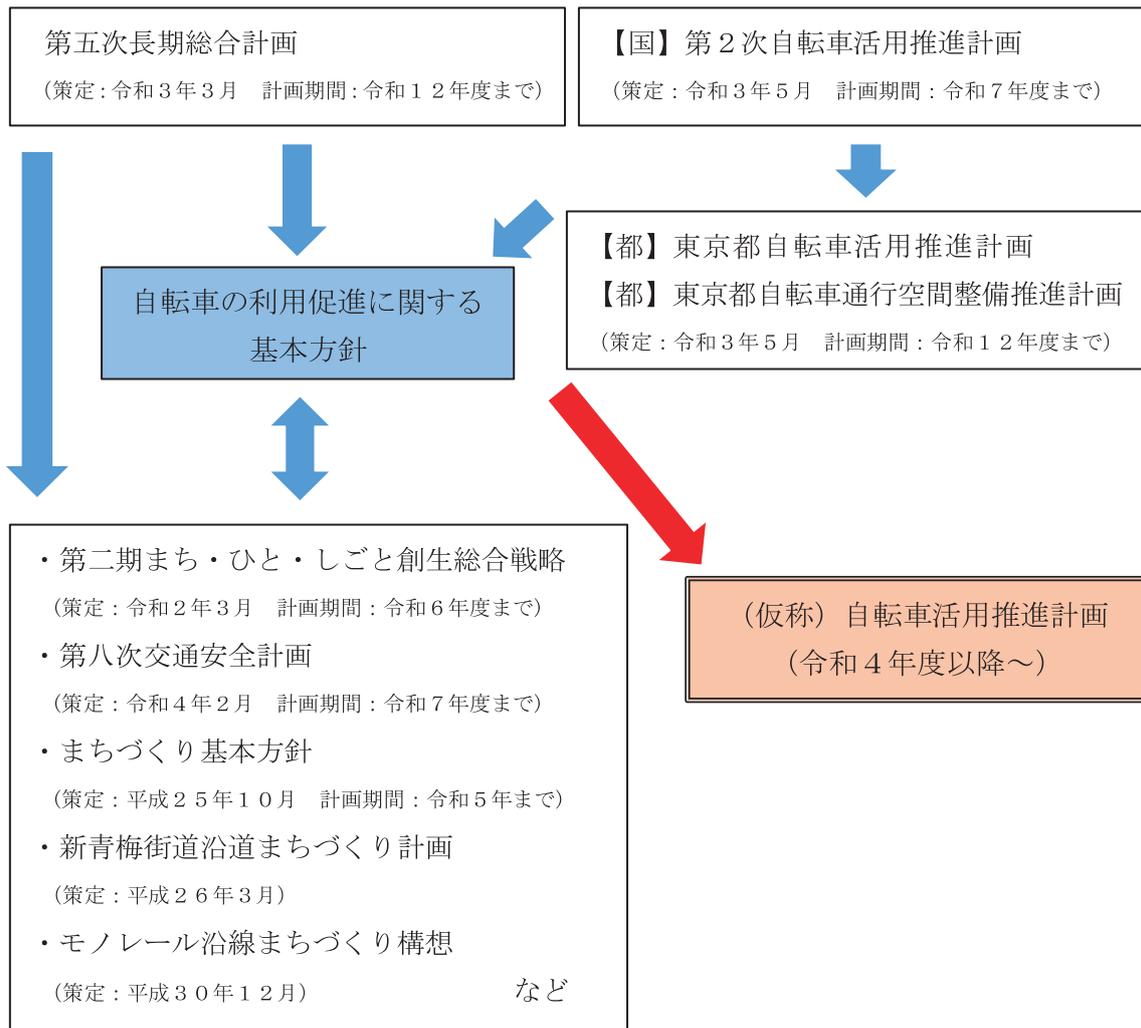
今後は、自転車交通事故の削減や快適な通行環境の創出、自転車の安全な活用の推進を計画的かつ効率的に実施していくため、本市の「自転車の利用促進に関する基本方針」を策定することとします。

2 武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針の位置付け

武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針は、国土交通省が定めている「第2次自転車活用推進計画」や東京都が定めている「東京都自転車活用推進計画」に即して定めるものとします。

また、本市の上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第八次交通安全計画」、「武蔵村山市まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」、「新青梅街道沿道まちづくり計画」、「モノレール沿線まちづくり構想」等に示されている計画や関連施策との整合性を図りながら、自転車の利用促進に関する将来像や方向性を定めるものとし、今後、より具体的な内容を決定していくことになる「(仮称)自転車活用推進計画」の策定に繋げていくものとします。

<基本方針の位置付け>



3 自転車利用を取り巻く現況について

(1) 本市の現状

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

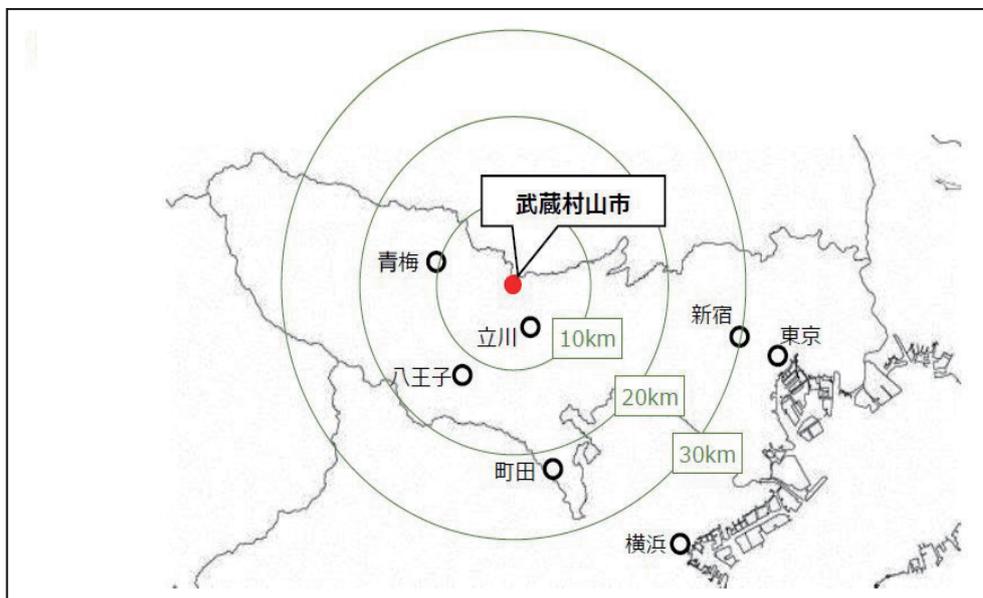
ア 地形

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

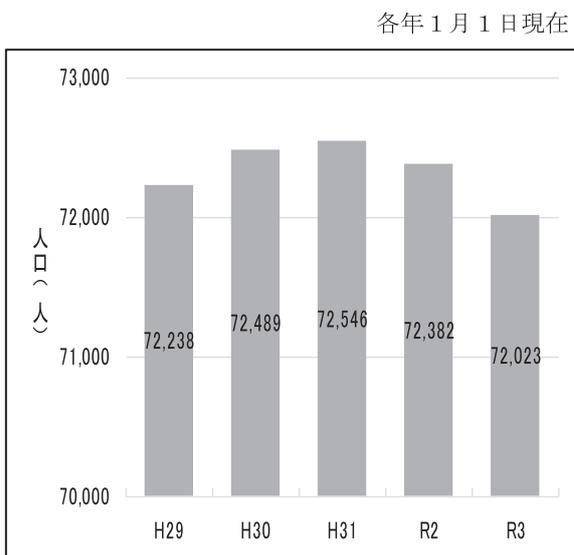
本市の位置



イ 人口

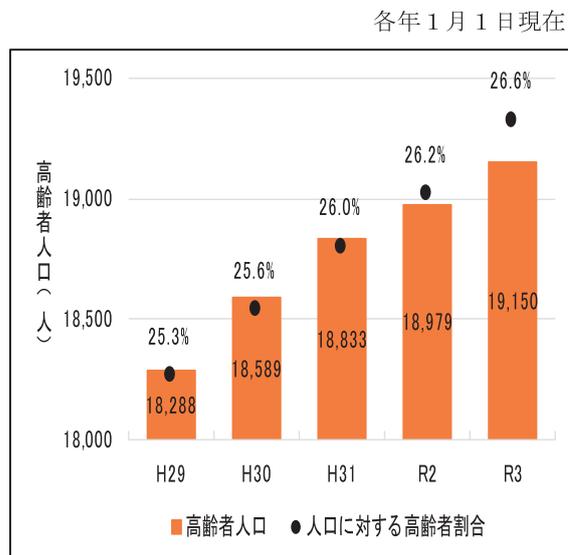
平成31年をピークに徐々に人口は減少していますが、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は年々増加しています。

人口の推移



出典：住民基本台帳

高齢者人口割合の推移



出典：住民基本台帳

ウ 市内駐輪場

市内各公共施設には駐輪場が設置されています。また、市が管理している駐輪場として、学園通り沿いに学園自転車駐車場があり、青梅街道峰交差点の北側にも駐輪場があります。



学園自転車駐車場



峰交差点北側の駐輪場

エ 市内自転車道

本市を横切るように野山北公園自転車道があり、西部は中原にあるグリーンタウン武蔵村山の中を通り、東部は横田トンネル等、自然豊かな地区を通っています。

また、市北西部から市中心部、そして立川市へと流れる残堀川に沿って、残堀川自転車道があり、武蔵砂川駅、イオンモールなどへ足を運ぶ市民の日常生活を支えています。

さらに、市北東部には、多摩湖自転車道があり、ロードバイクで走行している方や、家族でサイクリングしている方などに利用されています。



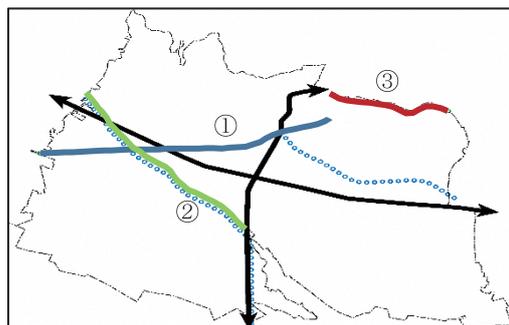
① 野山北公園自転車道



③ 多摩湖自転車道



② 残堀川自転車道



出典: 武蔵村山市まちづくり基本方針

オ 市内自転車通行空間

本市では、都道や一部の市道に自転車が進行すべき部分や方向を明示する「自転車ナビマーク」が設置されています。その他の市道では幅員などの関係から自転車、歩行者及び自動車が混在している状況になっています。



主要市道第3号線
(平和通り)



主要市道第8号線
(中砂新道)

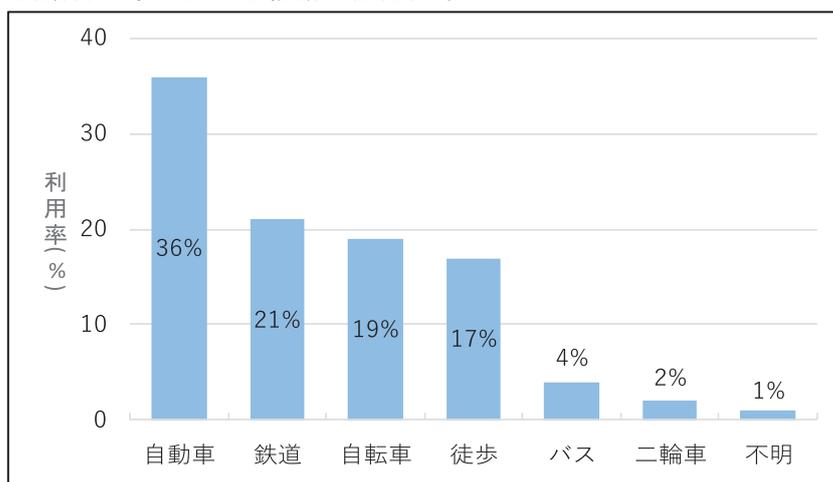
(2) 本市における自転車の利用状況

本市における自転車の利用状況については、パーソントリップ調査（最新では平成30年度実施）の結果によると、下図のようになっています。

最も利用されている移動手段は「自動車」です。本市では市内に駅がないため、重要な交通手段として利用されています。次に利用されている手段は、「鉄道」です。通勤等で鉄道を利用する方は、近隣自治体にある駅を利用していると考えられ、近隣の駅に向かうため「自転車」、「徒歩」、「バス」を利用していると考えられます。

- ※ パーソントリップ調査とは・・・都市における人の移動に着目した調査
- ※ 移動手段分担率とは・・・交通手段ごとのトリップ数に占める割合
- ※ トリップ数とは・・・人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位のこと

武蔵村山市における移動手段分担率



出典：東京都市圏パーソントリップ調査（平成30年度実施）

近隣市町駅名一覧

市 町 名	種 類	会 社	駅 名
立 川 市	鉄 道	J R 東 日 本	立 川 駅
	鉄 道	西 武 鉄 道	西 武 立 川 駅
	鉄 道	西 武 鉄 道	武 蔵 砂 川 駅
東 大 和 市	モ ノ レ ー ル	多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	上 北 台 駅
	モ ノ レ ー ル	多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	桜 街 道 駅
	モ ノ レ ー ル	多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	玉 川 上 水 駅
	鉄 道	西 武 鉄 道	東 大 和 市 駅
昭 島 市	鉄 道	J R 東 日 本	昭 島 駅
瑞 穂 町	鉄 道	J R 東 日 本	箱 根 ケ 崎 駅

(3) 本市における自転車の交通事故状況

警視庁のデータでは、自転車に関連した事故の発生件数は、平成28年の91件から令和2年の98件に増加し、やや増加の傾向です。特に令和2年は事故総件数に占める自転車に関連する事故の割合が増加し、全体の34.1%となっています。また、市内全体の自転車による死傷者数も近年増加傾向が見られます。

市内全体の自転車関連事故件数

各年12月末現在

区分／年	市内全体の 事故発生件数 (件)	自転車関連事故件数	
		合計 (件)	割合 (%)
平成28年	268	91	34.0
平成29年	282	104	36.9
平成30年	294	85	28.9
令和元年	254	79	31.1
令和2年	287	98	34.1

出典：警視庁交通部

市内全体の自転車による死傷者数

各年12月末現在

区分／年	市内全体の 死傷者数 (人)	自転車事故による 死傷者数		死者数 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)
		合計 (人)	割合 (%)			
平成28年	323	89	27.6	0	0	89
平成29年	336	101	30.1	0	3	98
平成30年	358	81	22.6	0	1	80
令和元年	301	78	25.9	0	0	78
令和2年	331	99	29.9	1	1	97

出典：警視庁交通部

4 自転車利用の課題

自転車事故等が増加していることから、自転車利用の課題を整理し、利用者が安心して利用できる環境を整えることが必要と考えます。

多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に向けて、東京都が「多摩都市モノレールの整備」として予算計上をし、現況調査及び基本設計等に着手するなど、事業化へ向けて着実に進んでいる状況から、本市においては、モノレールの市内延伸を見据えた環境を整えていくことが大切と考えます。

このことから、安全に自転車に乗るためのソフト面とハード面の2つの面から課題を考えることにします。

① 安全に自転車に乗るために（ソフト面）

交通安全への取組、マナー等の向上・啓発

- ・自転車の正しい乗り方、ルール等の周知
- ・自転車事故、法律違反の抑制と減少
- ・自転車利用に関するマナーの向上や啓発

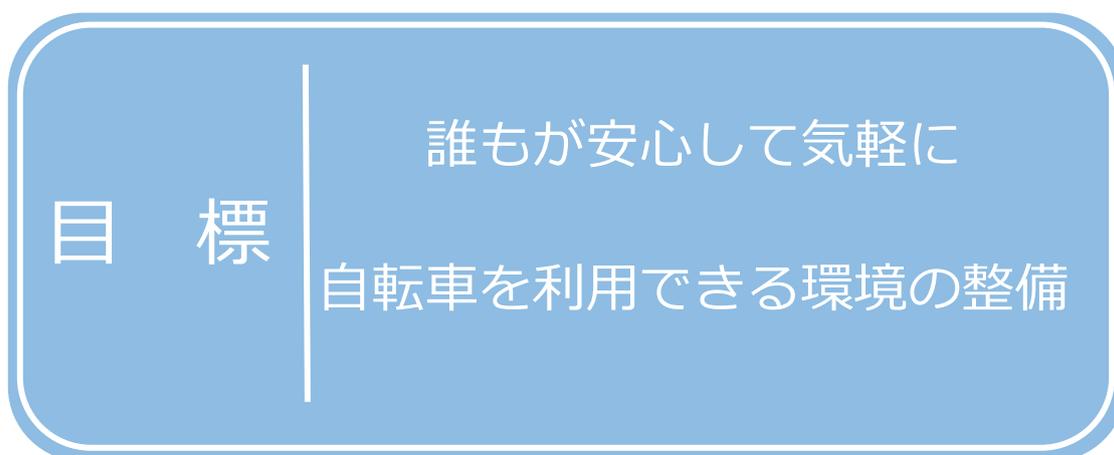
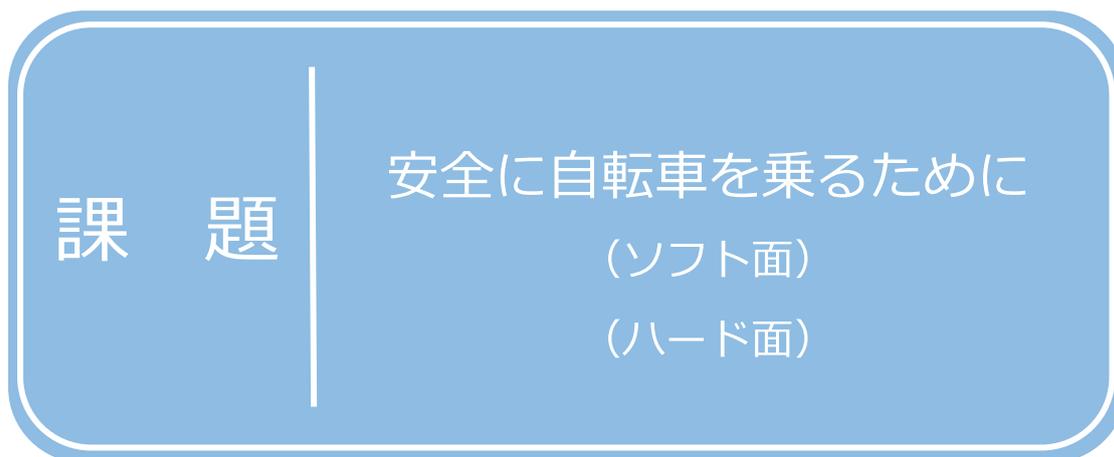
② 安全に自転車に乗るために（ハード面）

自転車通行空間の整備

- ・自転車の利用者及び自動車が安全に通行するため、自転車ナビマーク等の通行空間の確保
- ・モノレールの市内延伸を見据えて、想定される市内の駅周辺への駐輪場対策

5 本市の目指すこれからの自転車利用の目標

「4 自転車利用の課題」で抽出した課題について考えていくに当たり、本市の目指す自転車利用の目標を設定し、その目標を達成するために必要となる基本方針の設定、その基本方針を基として、課題解決のための施策の方向性について考えていきます。



6 基本方針の設定

本市の目指すこれからの自転車利用の目標を達成するために、関連計画、本市の抱える課題、これからの都市構造の変化等を踏まえて3つの基本方針を設定します。

基本方針 1

第五次長期総合計画

- ・本市では自転車に関係する交通事故の割合が年齢を問わず高くなっています。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自転車を利用する機会が多いことが考えられ、自転車に関する道路交通法の改正の周知と合わせて、利用者への安全意識の普及啓発が求められています。
- ・自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。

(国) 第2次自転車活用推進計画

- ・国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。
- ・都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。



安全な利用

基本方針 2

第五次長期総合計画

- ・交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。
- ・既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。

（国）第2次自転車活用推進計画

- ・歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。

（東京都）自転車活用推進計画

- ・「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づき、誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、車道の活用を基本とした自転車レーンなど、地域の道路事情に応じた整備形態により整備を進めます。

なお、車道での整備が困難な場合においては、歩道を活用とした「暫定形態」として、自転車歩行者道の整備をしていきます。



快適な利用

基本方針3

第五次長期総合計画

- ・市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。
- ・地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。

(国) 第2次自転車活用推進計画

- ・全国各地の官民様々な関係者が連携して、サイクリストの期待を超えるホスピタリティの提供を目指し、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から世界に誇るサイクリング環境の創出を目指す。

(東京都) 自転車活用推進計画

- ・近年、地域の交通手段として利用が拡大している自転車シェアリングの一層の普及を図るため、複数事業者等との連携の下、広域利用を推進します。



魅力の向上

7 施策の方向性

「6 基本方針の設定」に示した3つの基本方針を基にして、現時点で考えられる課題解決のための施策の方向性を以下のようにまとめました。今後は、以下の施策の方向性を含めた具体的な取組の実施に向けて、国土交通省自転車活用推進本部が公開している「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）」を参考にし、計画に関連する関係者による協議会を設置して「(仮称) 自転車活用推進計画」の検討を進めていくことになります。

安全な利用

- ・学生や高齢者等に対して、自転車利用のルールやマナーについての啓発活動を行う。
(警視庁の安全利用五則の遵守や自転車本体の定期的なメンテナンスの必要性、令和2年4月から加入が義務付けられた自転車利用中の対人事故に備える保険の加入など)
- ・通勤、通学で利用されそうな道路を選定し、目的地（駅、学校等）までの道路で啓発活動を行う。
- ・動画サイトを利用し、随時啓発PRを行う。
- ・市内企業に対して、自転車で通勤する従業員への啓発活動に関する協力依頼を行う。
- ・市内自転車販売店に対して、啓発活動に関する協力依頼を行う。
- ・放置自転車に対する罰則等、条例制定の検討を行う。

快適な利用

- ・市内道路において、自転車通行空間の整備をするため、自転車ナビマークなどの設置の可否を検討する。
- ・野山北公園自転車道及び残堀川自転車道に自転車走行マークや、啓発看板を設置し、自転車と歩行者がどちらも快適に利用できるようにする。
- ・モノレールの市内延伸を見据えて、想定される市内の駅前や周辺区域に迷惑な駐輪や放置された自転車が発生しないような駐輪場の整備を検討する。

魅力の向上

- ・レンタサイクル等を設置、整備し、観光まちづくり協会等の市内関連団体及び企業と連携し、利用者が市内を自由に行き来できるよう周知していく。
- ・市内自転車道を利用する方が市内店舗で休憩や商品の購入ができるよう、市内店舗等にバイクラック等の設置補助を行うことなどを検討する。

資料 1 武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針策定委員会設置要綱

令和 3 年 2 月 2 日
訓令 (乙) 第 1 1 号

(設置)

第 1 条 自転車の安全な利用を促進するための基本方針 (以下「基本方針」という。) を策定するため、武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針策定委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 自転車利用の現状と課題
- (2) 課題解決に向けた施策の検討

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人で組織する。

- 2 委員は、都市整備部長、総務部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、都市整備部都市計画課長、同部交通企画・モノレール推進課長及び同部道路下水道課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備部交通企画・モノレール推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 2 日から施行する。

資料2 検討委員会名簿

区分	所属	氏名	備考
委員長	都市整備部長	竹市 基治	
副委員長	交通企画・モノレール推進課長	木村 朋子	令和3年12月10日～
副委員長	交通企画・モノレール推進課長	大坪 克己	～令和3年12月9日
委員	防災安全課長	石川 篤	
委員	産業観光課長	中村 颯治	
委員	都市計画課長	篠田 光宏	
委員	道路下水道課長	田村 崇寛	

資料3 自転車の利用促進に関する基本方針策定委員会開催経過等

回	開催年月日	議題
第1回	令和3年3月18日（木）	1 副委員長の互選について 2 武蔵村山市自転車の利用促進に関する基本方針策定について 3 その他
第2回	令和3年6月21日（月）	1 自転車の利用促進に関する基本方針（案）について 2 その他
第3回	令和3年8月26日（木）	1 自転車の利用促進に関する基本方針（案）について 2 その他
第4回	令和3年10月22日（金）	1 自転車の利用促進に関する基本方針（案）について 2 その他
第5回	令和3年12月21日（火）	1 自転車の利用促進に関する基本方針（案）について 2 その他

自転車の利用促進に関する基本方針

発行年月／令和4年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111（代表）



武蔵村山市